

宮沢駐在所だより 6月号

発行：宮沢駐在所

芳賀 信慈



外国人の不法滞在・不法就労防止にご協力を！

外国人は、入管法で定められている在留資格の範囲内での就労活動が認められています。

- 密入国した人や在留期限が切れた人が働く場合
- 観光等の目的で入国した人が働く場合
- 留学生が許可を受けずに働く場合
- 料理人として働くことを認められた人が工場等
作業員として働く場合

などは違法です。

不法就労させたり、あつせんした事業主も処罰の対象となります！



**外国人を雇用する際は、
在留カード等で在留資格、在留期限を確認しましょう！**



～NO! DRUGS!～



大麻に対する間違ったイメージが広まっています！

大麻って…。

- たばこより害が少ない？
- 依存性がない？
- 1回だけなら平気



極めて有害な薬物です！

- たばこより有害で、脳の正常な成長を妨げる。
- 依存性があり、自分の意志で止めることが困難。
- 幻覚、記憶障害、学習能力の低下、人格の変化などを引き起こす。

あなたからの情報をお待ちしています。
違法薬物相談 023-635-1074
匿名通報ダイヤル 0120-924-839
または最寄りの警察署、交番、駐在所まで

匿名通報ダイヤル
ウェブサイトは
こちら→



山形県警察学校オープンキャンパス

6月29日（土）13時から開催します。
「やまがたe申請」による事前申込み
が必要です。

詳細は県警HP
まで↓



ルールを守ろう！ペダル付き電動バイク

